

## 障害者差別解消専門部会（障害者差別解消支援地域協議会）の設置について

### 1. 障害者差別解消法について

- ・資料④参照

### 2. 本市の取り組みについて

- ・障害者差別解消法の周知、啓発
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する桑名市職員対応要領
- ・相談窓口

### 3. 障害者差別解消支援地域協議会について

- ・障害者差別解消法第17条第1項において、「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。」とされている。
- ・資料⑤参照

### 4. 県内の地域協会の設置状況

- ・令和元年8月現在、県内14市中11市が設置済み

### 5. 障害者差別解消支援地域協議会の設置について（案）

#### ① 名称

- ・障害者差別解消専門部会（障害者差別解消支援地域協議会）
- ・桑名市地域自立支援協議会条例第7条の規定に基づく専門部会として設置

※桑名市地域自立支援協議会条例抜粋

（専門部会及びワーキンググループ）

第7条 協議会は、特定の事項について協議を行うため、専門部会及びワーキンググループ等を置くことができる。

#### ② 委員

- ・自立支援協議会委員を充てる

#### ③ 設置時期・開催回数

- ・令和2年度から
- ・自立支援協議会開催時に合わせ、年1回程度の開催を予定